

# 首都圏渋滞ボトルネック対策協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」（以下「協議会」という）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、首都圏（埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県を対象）の渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞ボトルネック箇所について効果的な対策の推進を図ることを目的とする。

## (審議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 渋滞発生状況の把握・分析
- (2) 主要な渋滞箇所の特定
- (3) 特定された渋滞箇所の対策検討
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. 協議会には会長を置き、会長は、国土交通省関東地方整備局道路部長とする。
3. 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 協議会の構成は、別表一のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名する者を、会員として参加させることができる。

## (下部組織の設置)

第5条 会長は、必要があると認めるときには、下部組織を設置することができる。

2. 下部組織には座長を置き、座長は、協議会に属する会員から、会長が指名する。
3. 下部組織に属すべき委員は、協議会に属する組織から座長が指名する。

## (事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第一課、道路計画第二課及び計画調整課並びに企画部広域計画課に置くものとする。

## (規約の改正)

第7条 本規約の変更は、本協議会の議決によらなければならない。

(補 則)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規約は、平成24年6月29日から施行する。

改正 平成25年6月18日

改正 平成25年12月17日

## 首都圏渋滞ボトルネック対策協議会名簿

所 属	役 職	備 考
関東地方整備局	道路部長	会 長
関東地方整備局	道路企画官	
関東運輸局	交通環境部長	
警視庁	交通規制課長	
埼玉県警察本部	交通部長	
千葉県警察本部	交通部長	
神奈川県警察本部	交通部長	
埼玉県	県土整備部長	
千葉県	県土整備部長	
東京都	道路保全担当部長	
神奈川県	道路部長	
山梨県	県土整備部長	
横浜市	道路局長	
川崎市	建設緑政局長	
千葉市	建設局長	
さいたま市	建設局長	
相模原市	都市建設局長	
東日本高速道路（株）	関東支社 管理事業部長	
中日本高速道路（株）	東京支社 保全・サービス事業部長	
中日本高速道路（株）	八王子支社 保全・サービス事業部長	
首都高速道路（株）	計画・環境部担当部長	
関東地方整備局	大宮国道事務所長	
関東地方整備局	千葉国道事務所長	
関東地方整備局	東京国道事務所長	
関東地方整備局	横浜国道事務所長	
関東地方整備局	相武国道事務所長	
関東地方整備局	甲府河川国道事務所長	
事務局	関東地方整備局 道路部 道路計画第一課	
	関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	
	関東地方整備局 道路部 計画調整課	
	関東地方整備局 企画部 広域計画課	